

経済産業省

公 印 省 略

20260115 中庁第12号

令和8年1月21日

全国中小企業団体中央会

会長 森 洋 殿

中小企業庁長官 山下 隆一

政治的中立の保持について

上記の件について、昭和38年2月18日付け38企庁第144号（別紙参照）をもって通商産業事務次官から通達したところですが、衆議院議員総選挙を控え、政治的中立の保持に関する法の趣旨を尊重され、その遵守に遺漏なきを期するとともに、各所属団体に対し、その周知徹底を図られるよう、重ねて要望いたします。

(別紙2)

38企庁第144号
昭和38年2月18日

全国中小企業団体中央会

会長 藤原楠之助 殿

通商産業事務次官 松尾金蔵

政治的中立の保持について(通達)

貴団体の運営にあたつては貴団体の構成員である商工組合、協同組合に關し中小企業団体の組織に関する法律第七条第三項及び中小企業等協同組合法第五条第三項に「組合は、特定の政党のために利用してはならない」と規定されていることにかんがみ、今後とも法の趣旨を充分に尊重して慎重かつ万全の配慮を払うとともに傘下各団体に対しその周知徹底を図られるよう特に要望します。

経済産業省

公 印 省 略

20260115 中庁第12号

令和8年1月21日

全国商店街振興組合連合会

理事長 山田 昇 殿

中小企業庁長官 山下 隆一

政治的中立の保持について

上記の件について、昭和38年2月18日付け38企庁第144号（別紙参照）をもって通商産業事務次官から通達したところですが、衆議院議員総選挙を控え、政治的中立の保持に関する法の趣旨を尊重され、その遵守に遺漏なきを期するとともに、各所属団体に対し、その周知徹底を図られるよう、重ねて要望いたします。

(別紙 3)

38企庁第 144号

昭和38年2月18日

全日本商店街連合会

会長 山田 恭吉 殿

通商産業事務次官 松尾 金蔵

政治的中立の保持について（遙遠）

商店街振興組合の運営にあたつては商店街振興組合法第四条第三項に「特定の政党のために利用してはならない」と規定されていることいかんがみ、今後とも法の趣旨を充分に尊重して慎重かつ万全の配慮を払うよう各商店街振興組合に対しその周知徹底を特に要望します。